

群馬大学医学部附属病院保険診療管理センター専門委員会内規

平成 29. 6.13 制定

改正 平成 29.9.12 平成 30. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学医学部附属病院保険診療管理センター（以下「センター」という。）規程第5条第2項の規定に基づき、保険診療管理センター専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保険適応外診療の保険請求に関すること。
- (2) 先進的医療開発等経費の審査に関すること。
- (3) センターの業務に関すること。

(組 織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 先端医療開発センター長
- (4) 先端医療開発センター副センター長
- (5) センター事務職員
- (6) その他、専門委員会が必要とみとめた者

(委 員 長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 専門委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と判断した場合は、臨時に開くことができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第7条 専門委員会の事務は、医事課において処理する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この内規は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年9月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。